

- ・2009 年度第 1 回資格認証試験にて認証を受けられた方が対象となります。
- ・上記の認証者のうち、上位カテゴリの認証を受けられた方は、更新手続き不要です。

一般社団法人 日本機械学会 機械状態監視資格認証事業委員会

2024 年度第 2 回 ISO18436-4 準拠 機械状態監視診断技術者(トライボロジー)

資格認証更新案内

1. 認証更新申請手続

認証更新申請に当たっては、トライボロジーを用いた機械の状態監視と診断業務を継続的に遂行していることを条件として、認証更新申請書類の提出および認証更新料の払い込みが必要となります。

1.1 業務の継続

認証更新申請者は、資格認証取得後、トライボロジーを用いた機械の状態監視と診断の業務を継続的に遂行していることについて、申請者の所属長が発行する「業務継続証明書」を提出しなければなりません。なお、申請者が個人経営者の場合には、申請者本人の発行で構いません。

「業務継続証明書」とは、ISO 18436-1 に規定された、重大な中断なしに業務活動を満身に継続していることの証拠となるものです。ここで、「重大な中断」とは認証者が認証の適用範囲に相当する義務を果たし得ない、以下の期間の業務の欠落(または変更)のことです。

- (a) 365 日を越える連続的期間
- (b) 2 回もしくはそれ以上の合計が認証書の全有効期間の 2/5 以上の期間

1.2 認証更新申請書類

認証更新申請に当たっては、表 1 に示すすべての書類(以下、まとめて認証更新申請書類)をご用意下さい。必要事項をご記入の上、すべての書類を 2025 年 1 月 31 日(必着)までの間に下記申請先へ、「認証更新申請書類在中」と朱書きの上、簡易書留等の追跡可能な方法にて送付して下さい。

申請先: 〒169-0072 東京都新宿区大久保 2 丁目 4 番地 12 号 新宿ラムダックスビル
株式会社 春恒社内 機械状態監視診断技術者資格認証試験受付係

表 1 認証更新申請のための必要書類

書類名	備考
①認証更新申請書	個人ページにてダウンロードし、署名欄への記入を行って下さい。(または同封の用紙に記入して下さい)
②業務継続証明書	個人ページにてダウンロードし、必要事項を記入して下さい。(または同封の用紙に記入して下さい)
③申請者の写真 2 枚	個人ページにて登録してください(任意)。 登録しない場合は上半身無帽無背景のカラー写真(ポラロイド不可)。最近 6 か月以内に撮影したもの。 寸法:縦 40mm, 横 30mm。裏面に署名したものを 1 枚は更新申請書に、もう 1 枚はクリップ留めしてください。
④誓約書	個人ページにてダウンロードし、必要事項を記入して下さい。(または同封の用紙に記入して下さい)
⑤認証更新料振り込みの際の領収書	郵便局備え付けの払込取扱票を利用し振り込んだ際の振替払込請求書兼受領証の写し

－申請の方法－

各種申請を行う際は、本会HP (<https://www.jsme.or.jp/jotaiweb/>) より個人ページへログイン後、各種申請書類をダウンロードし、手続きを行って下さい。個人ページにて試験に関するお知らせ、その他情報の発信を行いますので、登録後はID・パスワードの管理にご注意下さい。

1.3 認証更新料

<p>認証更新料：機械学会会員(個人) 11,000 円(税込)／カテゴリ 会員外 13,000 円(税込)／カテゴリ</p> <p>※振込手数料は、申込者負担となります</p> <p>※会員資格の会員(個人)は一般社団法人日本機械学会の正員及び学生員に限ります。</p> <p>特別員(法人会員)や他学会会員は含みません。</p> <p>支払方法：郵便振替</p> <p>振替口座：00130-1-19018 番</p> <p>加入者名：一般社団法人日本機械学会</p> <p>通信欄には、「2024年度第2回ISO(トライボロジー2009_1③)更新申請料」と標記、更新者氏名、勤務先、電話番号をご記入下さい。</p>

- ・請求書および領収書の発行は行いません。
- ・振り込みの際の領収書は認証更新申請で必要となりますので、必ず保管して下さい。
- ・一度振り込まれた認証料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。

※詳細お問い合わせ：日本機械学会 渡邊 jotai@jsme.or.jp

(どうしても申請が間に合わない事情がある場合はご相談下さい)

2. 認証書の発行

認証更新申請書類の受理判定を行い、不備がなければ認証書を **2025年4月6日(予定)**に発行致します。認証書は申請者の自宅に郵送致します。認証者の情報は、一般社団法人日本機械学会 機械状態監視資格認証事業委員会の「認証者リスト」に記録し、保存致します。

3. 認証書の有効期間および更新

認証書の有効期間および更新については、次の通りです。

有効期間： 認証書に記載された認証日から5年間
更 新： 更新申請書および業務継続証明書を提出し更新料を払い込むことにより、さらに5年間更新

ただし、以下の場合、認証は有効期間を経過する前に効力を失います。

- (a) 認証者が肉体的および／または精神的にその義務を果たせなくなった場合
- (b) 非倫理的行動の証拠を当事業委員会が認めた場合

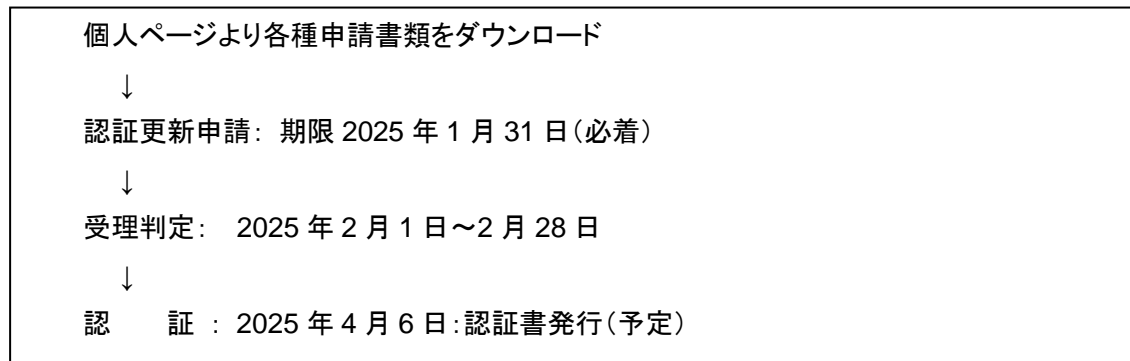
効力を失ったと当事業委員会が判断した認証者に対しては、認証を取り消します。

認証を取り消された方は、認証を取り消された日から2年間は新たな認証を受けることができません(この期間を“認証停止期間”と称します)。

認証を取り消された方で再度認証を希望される方は、認証停止期間終了後に改めて認証試験を受験して下さい。その際、訓練の新たな受講は必要ありません。

4. 認証更新までの流れ

認証更新申請から認証までの流れを整理すると、以下のようになります。



ISO 18436-1:2004 附属書A(引用)

倫理規定

ISO 18436 のこのパートに従って認証を受けた者は、国際的原理に従って人間としての高潔さとプロ (professional)としての能力の教訓を認識すべきである。したがって、認証を取得した技術者は、

- a) 環境, 安全, 健康, 公共福祉に関心を持って, プロとしての義務を果たす。
- b) 訓練と経験に関連する測定・解析のみを請け負い, 補償を求められた場合には, その要求に耐えうる専門家との契約を勧める。
- c) 理性ある態度と公明正大な業務活動で同僚, 顧客, 関係者と接する。
- d) 公共の福祉に照らして, 雇用主, 顧客, 同僚, 一般大衆から知り得た情報は絶対守る。
- e) 根拠のない文書の作成および ISO 18436 のこのパートに基づいた認証プログラムに反するような非倫理的行動はしない。
- f) 非技術的な権威により技術的判断が覆されたことに派生する, 不利な結論についても雇用主や顧客に示す。
- g) 雇用主や顧客との利権闘争(conflicts)は避ける。作業の履行に関してその様な闘争が発生した場合, 状況を関係者に迅速に伝える(inform)。
- h) 状態監視のための測定・解析技術の適切な遂行に必要な技術的知識の新たな修得を行い, 技能の維持に努める。

以 上